

## 第2章 施策の展開

### 第1節 理解とふれあいをめざして

#### 1 広報・啓発活動の推進

障害のある人もない人も、共に生活し活動できる社会の構築を目指すノーマライゼーション\*の理念の実現のためには、日常生活や社会生活において相当な制限を受けている障害者の置かれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁（バリア）を取りはらう「こころのバリアフリー\*」が重要です。

これまで広報や啓発活動など、さまざまな機会に障害者に対する理解促進を図ってきましたが、いまだ偏見等の心の壁があります。今後も継続して広報・啓発活動を実施し、「こころのバリアフリー\*」を実現していくことが重要です。

特に精神障害者については、障害に対する正しい理解や疾病予防のための知識を広め、誤解や偏見を取り除くとともに、精神障害者の社会復帰に対する理解を得られるよう働きかけていきます。

#### 【具体的施策】

- ①障害及び障害者についての正しい知識の普及
- ②障害者の自立意識の啓発
- ③広報・啓発活動への協力
- ④「障害者週間\*」、「知的障害者福祉月間\*」、「精神保健福祉普及運動」等の広報・啓発活動の充実
- ⑤地域での活動の充実
- ⑥広報紙等の活用
- ⑦障害の内容に応じた広報活動の充実
- ⑧障害者施策への理解の一層の促進

#### ①障害及び障害者についての正しい知識の普及

障害者に対する「こころのバリア」を除去するため、市の広報紙や出前講座等のあらゆる機会を通じて、障害や障害者に対する正しい知識の普及に努めます。

## ②障害者の自立意識の啓発

障害者に対して障害者団体等と連携し、学習会等を開催し、自立意欲を高めます。

## ③広報・啓発活動への協力

関係団体等と連携し、「障害者の日」等における啓発活動を推進し、市民の福祉意識の醸成を図ります。

## ④「障害者週間\*」、「知的障害者福祉月間\*」、「精神保健福祉普及運動」等の 広報・啓発活動の充実

「障害者週間\*」、「知的障害者福祉月間\*」、「精神保健福祉普及運動」等を、市の広報紙やホームページ等を通じて市民に周知し、障害者への理解の促進を図ります。

## ⑤地域での活動の充実

市民が地域の福祉活動に参加し、活動しやすい環境の整備を、社会福祉協議会\*の活動などを通じて推進します。

## ⑥広報紙等の活用

市の広報紙やホームページ、公共施設の掲示板等を利用し、障害に関する情報等を市民に周知します。

## ⑦障害の内容に応じた広報活動の充実

手帳交付時や各障害者団体の会議等の場を利用し、障害種別に応じた情報提供に努めます。

## ⑧障害者施策への理解の一層の促進

障害者に対する施策の一層の理解を、出前講座や研修会等を通じて推進します。

## 2 福祉教育の充実と交流教育の推進

学校教育において、福祉についての理解を深めることは重要なことです。学習指導要領においても福祉に関する指導を進めることが示されています。

障害のある子どもと障害のない子どもや地域の人々が活動を共にすることは、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育成する上で大きな意義があります。同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことはとても重要なことです。

交流教育の実施など、小・中学校等における学校の教育活動を通じ、障害者に対する理解を深める福祉教育を積極的に推進します。

また市民への理解を進めるため、福祉講座や講習会の開催など広報・啓発を展開します。

### 【具体的施策】

#### ①福祉教育の推進と支援

#### ②養護学校や福祉施設などとの交流やボランティア活動の推進

#### ①福祉教育の推進と支援

児童生徒の発達段階に応じて、学校教育の場において、社会福祉についての理解を深める指導を行うとともに、思いやりの心、社会奉仕の精神などの育成を図ります。

#### ②養護学校や福祉施設などとの交流やボランティア活動の推進

小・中学校で行っている施設との交流やボランティア活動を引き続き支援します。

### 3 交流・ふれあいの促進

障害者とともに活動することのできる社会を築くためには、交流・ふれあいの機会が十分にあること、障害者の社会参加を促進することが重要です。

障害者団体などが行う地域との交流を図るための活動を支援し、共に生きる社会づくりを促進します。

#### 【具体的施策】

- ①交流・ふれあいの場の拡大・支援
- ②市民文化祭等における交流の支援

#### ①交流・ふれあいの場の拡大・支援

地域のイベント等を通じて障害のある人とない人がふれあえる場を作るよう努めます。

#### ②市民文化祭等における交流の支援

市民文化祭等を開催する際に、障害のある人とない人との交流を図れるよう支援します。



## 4 ボランティア活動の育成と NPO\*活動の支援

障害者が地域で生活していくためには、保健・医療・福祉サービスなど、公的なサービスを充実してだけでなく、地域住民がお互いに支え合っていくことが大切であり、障害者を支えるボランティアや NPO\*活動の一層の充実が重要です。

近年は、高齢化の進展、家族形態の変化、自由時間の増大、生活の質や豊かさの重視などを背景として、ボランティア活動への関心が高まっています。ボランティアの養成と活動の場づくりに向けた取り組みが重要です。

ボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するように努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

### 【具体的施策】

- ① ボランティア活動の育成・支援
- ② ボランティア活動の条件整備
- ③ NPO\*活動の育成・支援
- ④ ボランティア養成の講習会等の開催
- ⑤ 市民のボランティア体験の場の拡大

#### ① ボランティア活動の育成・支援

障害者に対するボランティア活動は重要な役割を担っており、地域住民、さらには障害者自身もボランティア活動に気軽に参加できるような活動支援を社会福祉協議会\*と連携して推進します。

#### ② ボランティア活動の条件整備

個人でもボランティア活動ができるよう、登録・養成・活動等のコーディネート機能を高めるとともに、ボランティア活動を行いやすい条件の整備に努めます。

#### ③ NPO\*活動の育成・支援

NPO\*の育成と活動支援に努めます。

#### ④ ボランティア養成の講習会等の開催

ボランティア活動に参加するきっかけ作りとして、ボランティア育成のための各種講座の充実を図ります。

⑤市民のボランティア体験の場の拡大

住民が地域の福祉活動に参加し、活動しやすい環境の整備を社会福祉協議会\*等の活動等を通じて推進します。

## 第2節 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育をめざして

### 1 就学前療育の充実

障害のある子どもに対しては、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上をはかり、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。

このため健康診査等により早期発見を図るとともに、早期療育を効果的に実施するために、保健、医療、福祉、教育等の連携を一層強化する必要があります。

#### 【具体的施策】

- ① 保育所、幼稚園の障害児療育の推進
- ② 健診事業等による早期対応の充実
- ③ 発達相談・就学相談等の相談体制の充実
- ④ 一貫した早期療育体制づくり
- ⑤ 親の会との連携

#### ① 保育所、幼稚園の障害児療育の推進

保育所や幼稚園における障害のある児童の受入促進と環境の整備を図るため、人員配置や設備等の充実に努めます。

#### ② 健診事業等による早期対応の充実

母子に対する健康診査、健康相談、健康教育の充実に努めるとともに、利用を促進し、障害の予防・早期発見に努めます。

#### ③ 発達相談・就学相談等の相談体制の充実

すくすく教室や子育て教室、就学相談等を通じ、相談体制を充実します。

#### ④ 一貫した早期療育体制づくり

保健・福祉・医療・教育などの関係機関が連携し、障害児や保護者が一貫した療育サービスを受けることができるシステムの確立に努めます。

#### ⑤ 親の会との連携

障害児を育成する親の会との連携に努めます。

## 2 教育の充実

障害のある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障害の程度などに応じ、きめ細かな教育を行う必要があります。

障害のある子どもに対する適切な支援を行うために、乳幼児期から学校卒業後にわたって、保健、医療、福祉、教育、労働等が一体となって障害のある子どもやその保護者に対する相談と支援を行うことが重要であり、一貫した相談支援体制を整備することが必要です。

近年、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化がみられること、LD\*（学習障害）・ADHD\*（注意欠陥／多動性障害）・高機能自閉症\*等の児童生徒への教育的対応が求められるなど、障害のある児童生徒の教育を取り巻く状況の変化がみられます。平成19年4月からは児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正がなされ、本市においても、特別支援教育\*等の取り組みを充実させていく必要があります。

### 【具体的施策】

- ①進路指導などの充実
- ②特別支援教育\*の充実
- ③学校施設のバリアフリー化の推進

#### ①進路指導などの充実

教育相談室の周知を図り、福祉、医療・保健等との連携を強化し、就学前の早い時期から相談に応じるなどの支援に努めます。

就学に関する保護者の適切な進路決定を支援するため、「就学指導委員会」を充実するとともに、保育園等への訪問による情報の収集や特殊教育諸学校等の見学会や就学相談を推進します。

#### ②特別支援教育\*の充実

障害児一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育\*を推進します。

障害の程度に応じた個別の支援計画を設定し、特別支援教育コーディネーター\*の支援を行います。

#### ③学校施設のバリアフリー化の推進

階段、トイレ、特別施設等、学校施設のバリアフリー化を推進します。

## 第3節 働く喜びに満ちた就労機会の拡大をめざして

### 1 雇用の促進と安定

障害者が地域生活を行う上で就労の場があることは、生活の質の向上に大きく貢献しています。そのため、より一層の支援策により働く場を確保する必要があります。

障害者の就労を通じた自立を促進するために、「職業訓練」、「職業相談」、「職業紹介」だけでなく、就労の支援を行うジョブコーチの活用による生活支援を視野に入れた総合的な支援が重要です。

また、平成18年6月1日現在、ハローワーク渋川管内の民間事業所のうち法定雇用率（1.8%）\*未達成企業の割合は35.91%（群馬県：50.7%、全国：56.6%）です。事業主の理解をより一層促進するとともに、各種助成事業をより効果的に活用することが重要です。

働く場や活動の場等の整備支援については、日中活動の場に一般就労先を希望する障害者に必要な就労移行支援を推進する必要があります。これを実現するため、行政、地域の労働機関と雇用先が一体となって取り組む必要があります。

#### 【具体的施策】

- ①雇用の奨励と啓発
- ②雇用の促進及び雇用率\*達成要請の実施
- ③職業紹介、職業指導の充実
- ④職業定着指導の促進
- ⑤職業リハビリテーション\*ネットワークの充実
- ⑥就労の場の確保
- ⑦就労支援の推進

#### ①雇用の奨励と啓発

障害者の特性に応じたきめ細やかな相談等を行うとともに、特定求職者雇用開発助成金等の助成制度の周知を行い、障害者雇用の促進を図ります。

#### ②雇用の促進及び雇用率\*達成要請の実施

ハローワークと連携し、障害者採用、雇用率\*の目標値設定等、障害者雇用の促進を要請します。

### ③職業紹介、職業指導の充実

障害の種別や程度に応じたきめ細かい支援を行うため、ハローワークや群馬障害者職業センターなど関係機関と連携し、障害者への職業紹介や相談事業等を推進します。

### ④職業定着指導の促進

就労の定着化を図るため、ジョブコーチや障害者雇用サポーターとの連携、職場適応訓練の実施など関係機関との連携強化と支援体制の整備・拡充に努めます。

### ⑤職業リハビリテーション\*ネットワークの充実

障害者雇用連絡協議会や群馬障害者職業センターとの連携を強化します。

### ⑥就労の場の確保

障害や障害者に対する理解の促進を図り、就労機会を得ることができるよう、ハローワークや商工会議所と協力しながら雇用の拡大に努めます。

### ⑦就労支援の推進

一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために、必要な訓練が図れるように努めます。



## 2 就労機会の拡大

障害の種類や程度によっては、一般の企業で働くことが難しい人も多くいることから、さまざまな就労の場を用意することが大切です。一般就労に就くことができない人の日中活動の場として、就労の継続支援や地域活動支援センター\*など、福祉的就労の場の確保を身近な地域において一層推進する必要があります。

### 【具体的施策】

- ①地域活動支援センター\*等の設置
- ②就労継続支援の実施
- ③授産製品の発注促進、販路拡大

#### ①地域活動支援センター\*等の設置

一般就労が困難な障害者を対象にした、日中活動の場としての地域活動支援センター\*等の設置に努めます。

#### ②就労の継続支援の実施

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために、必要な訓練を支援します。

#### ③授産製品の発注促進、販路拡大

各施設の製品の販売先を拡大するよう努めます。

## 第4節 豊かでゆとりある生活を支える福祉サービスをめざして

### 1 相談・情報提供体制の整備

障害者が住み慣れた地域で豊かでゆとりのある生活を過ごすためには、まず相談や情報提供等の体制を充実し、必要とするサービスを的確に利用できるように援助する必要があります。

また、総合的な相談活動を実施するためには、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病\*患者、発達障害者\*の専門的な知識を有する人材を養成していく必要があります。

#### 【具体的施策】

- ①情報検索システムの充実
- ②相談支援事業の充実
- ③障害者ケアマネジメント\*体制の整備
- ④コミュニケーション手段の確保

#### ①情報検索システムの充実

障害者等が知りたい情報を簡単に検索できるシステムづくりに努めます。

#### ②相談支援事業の充実

障害の種別や年齢を問わず、本人や家族に対する窓口機能、保健・医療・福祉・その他の各般に渡るサービスのコーディネート、専門的な機関への紹介等の機能を備えた「障害福祉なんでも相談室」の充実を図ります。

#### ③障害者ケアマネジメント\*体制の整備

障害者一人ひとりの状況を踏まえたケアマネジメント\*の体制の整備を図ります。

#### ④コミュニケーション手段の確保

聴覚及び言語・音声機能障害者の社会参加の促進や意思疎通を図るため、手話通訳者\*・要約筆記者\*等の派遣を検討します。

## 2 障害福祉サービスの充実

1人ひとりのニーズに合ったサービスを利用しながら、できる限り住み慣れた家庭や地域で暮らし続けられることが大切です。本市ではこれまで、障害者の在宅生活を可能とするためのホームヘルプサービス\*、短期入所等、サービスの充実に努めてきました。

障害者自立支援法により、障害福祉サービス体系は「自立支援給付」と市町村事業である「地域生活支援事業」とに分かれました。また、身体障害、知的障害、精神障害の種別ではなく、共通のしくみでサービスを利用することができるようになりました。

さらに、今までのような在宅か施設かという区分ではなく、日中は地域の通所型施設、夜間は自宅や入所型施設で過ごすというように、複数のサービスを組み合わせて利用することが可能となりました。

今後は新たな体系のもと、各種サービスの一層の充実に努め、さらに利用しやすくなるよう努める必要があります。

訪問系サービス（居宅介護等）は住み慣れた自宅での生活を継続していく上でとても大切なサービスであり、量的な確保が重要です。

日中活動系サービスとしては、障害者のニーズによって幅広いサービス・メニューが整備され、特に就労関係の支援が強化されます。

居住系サービスには、地域で共同生活していくグループホーム\*やケアホームのほか、施設入所支援があります。とりわけ、地域に受け皿がないなどの理由により精神科医療機関において入院生活を余儀なくされる社会的入院患者を解消し、地域生活移行を推進するために、グループホーム\*などの整備を推進する必要があります。

なお、こうしたサービスはいずれも量的な確保・整備が重要である一方、あわせてサービスの質のさらなる向上も求められます。

### 【具体的施策】

- ①障害福祉サービスの実施
- ②地域生活支援事業の実施
- ③地域福祉活動の充実

#### ①障害福祉サービスの実施

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムづくりを推進し、各種の障害福祉サービスの充実に努めます。

→第3章 障害福祉サービスに関する施策 第2節 障害福祉サービス必要量の見込み

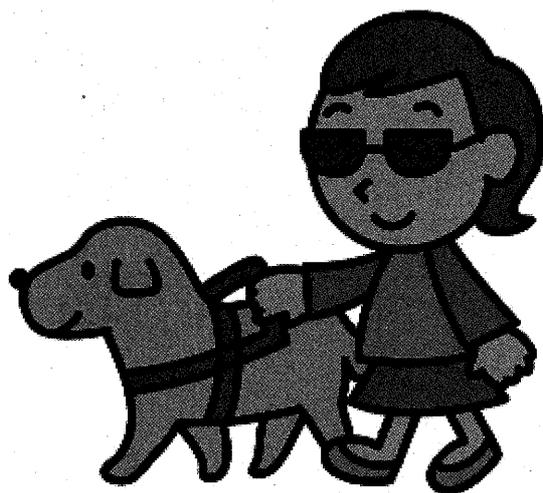
## ②地域生活支援事業の実施

地域で生活する障害者が必要に応じて利用できるよう、サービス提供体制の充実を図ります。

→第3章 障害福祉サービスに関する施策 第3節 地域生活支援事業

## ③地域福祉活動の充実

地域におけるあらゆる団体等とのネットワーク化を図り、効果的な福祉活動の充実に努めます。



### 3 権利擁護の推進

自己の判断能力が十分でないため、生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい認知症の人や障害者が安心して日常生活を送れるよう、その権利の擁護や権利行使の援助などを進めていきます。

#### 【具体的施策】

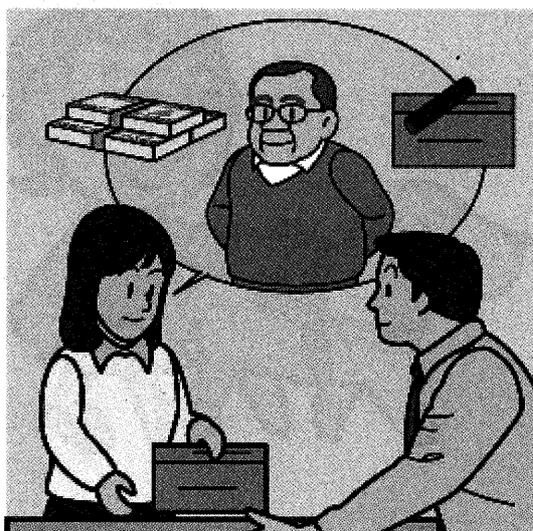
- ①地域福祉権利擁護事業\*の周知と利用の促進
- ②成年後見制度\*の周知と利用支援

#### ①地域福祉権利擁護事業\*の周知と利用の促進

障害者の権利を守るため、社会福祉協議会\*等関係機関と連携し、権利擁護事業\*の周知に努め、利用の促進を図ります。

#### ②成年後見制度\*の周知と利用支援

障害者の権利を守るため、成年後見制度\*の周知に努め、利用の支援を行います。



## 4 生活安定施策の充実

国が主管する障害年金や障害を支給事由とする各種手当、税の減免制度等の充実を関係機関に働きかけるとともに、各種手当制度の周知に努める必要があります。

### 【具体的施策】

- ①年金、手当などの制度の周知
- ②関連制度の周知

#### ①年金、手当などの制度の周知

年金、各種手当や助成、軽減措置等様々な制度についてわかりやすい情報の提供に努めます。

#### ②関連制度の周知

在宅重度障害者介護手当、税の控除、公共料金の割引等、対象者が確実に円滑に利用できるよう制度の周知に努めます。



## 5 福祉人材の養成・確保

障害者の増加や多様化するニーズに適切に対応し、障害者の生活を支援していくためには、福祉を支えるマンパワー\*の資質の向上と量的な確保が求められます。保健・医療・福祉サービスの担い手とともに、NPO\*、ボランティアによる支えが不可欠であり、地域における NPO\*、ボランティア活動を積極的に支援していきます。

### 【具体的施策】

- ①手話通訳者\*、要約筆記者\*の養成・確保
- ②障害者福祉関係者の資質向上
- ③マンパワー\*と支援団体の育成

#### ①手話通訳者\*、要約筆記者\*の養成・確保

手話サークル会員や市民に、手話通訳者養成講座（入門・基礎課程）等への参加を呼びかけ、コミュニケーション支援を行うことの出来る人材の確保に努めます。

また、県で実施している手話通訳者\*講習会等への参加を呼びかけ、専門的知識の習得や技術の向上を促進します。

#### ②障害者福祉関係者の資質向上

民生委員・児童委員など障害者福祉に携わる関係者に対し、学習会等を開催し、資質の向上をに努めます。

#### ③マンパワー\*と支援団体の育成

社会復帰を促し、地域での生活を支えるため、精神カウンセラーや心理療法士\*等専門性の高い人材の確保を目指します。また、地域でのサポート体制を築くために、支援団体の育成に努めます。

## 6 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

生活を豊かで潤いのあるものにするスポーツ・レクリエーション・文化活動などを、障害のある人もない人も共に楽しむことができる機会の提供を図っていくことが大切です。

障害者がスポーツ活動を行うためには、それぞれの障害の特性に応じて適切な指導のできるスポーツ指導者の確保が求められます。

障害者の芸術文化活動については、幅広い創作活動とそれを支援するボランティア活動等を一層支援していく必要があります。

### 【具体的施策】

- ①レクリエーションの充実及び活動の支援
- ②芸術文化活動の振興
- ③IT\*講習の推進
- ④障害者も楽しめるスポーツ大会、教室等の開催
- ⑤障害者スポーツ指導員の育成、支援

#### ①レクリエーションの充実及び活動の支援

障害者レクリエーション事業を周知するとともに、活動の支援を継続します。

#### ②芸術文化活動の振興

障害者の文化活動への参加にも配慮した文化振興施策の充実を図ります。また、障害者の特性に応じた活動が行えるよう、指導者の育成に努めます。

#### ③IT\*講習の推進

障害者団体と連携をしながら、障害者の情報活用能力を向上させるため、IT\*講習会の開催を検討します。

#### ④障害者も楽しめるスポーツ大会、教室等の開催

体力や年齢に応じたスポーツに親しめる施設の整備、事業の実施、指導者の養成、団体の育成等に努め、障害者も一緒に共に楽しめる大会等の開催を検討します。

#### ⑤障害者スポーツ指導員の育成、支援

障害者の特性に応じて指導できるスポーツ指導者の育成・支援に努めます。

## 7 障害者団体の育成

障害のある人とない人の相互交流を深めることで、お互いの理解を深めることが重要です。

障害者団体やボランティアの活動を支援することで、障害者の社会参加を促します。

### 【具体的施策】

#### ①障害者団体等の育成・支援

#### ①障害者団体等の育成・支援

障害者やその支援者が運営する各種障害者団体の活動に協力します。



## 第5節 健やかで安心して暮らせる保健・医療をめざして

### 1 早期発見、早期療育体制の整備

障害を早期に発見し、早期治療・療育、各種保健・福祉施策へと適切な誘導がなされるためには、きめ細かな相談指導や親に対する精神的な支援体制を充実するとともに、保健・医療・福祉の有機的な連携を強めていくことが重要です。

乳幼児期の母子保健施策については、早期発見・早期療育がある程度成果をあげていますが、専門医の確保等により障害の予防、軽減を一層推進する必要があります。

療育支援については基盤整備は図られましたが、より身近な地域で療育相談や指導をライフステージ\*に応じ、一貫したサービス提供が受けられるように支援体制を充実する必要があります。

#### 【具体的施策】

- ①障害の発生予防対策
- ②障害の早期発見と早期療育体制の整備
- ③保健師等の体制の強化
- ④行政、医療、事業所、民生委員等のネットワークづくり

#### ①障害の発生予防対策

健康教育や学習を通じて、障害の発生予防に努めます。

#### ②障害の早期発見と早期療育体制の整備

県保健福祉事務所や医療機関と連携し、健康診査等を実施する中で障害を早期発見し、必要な治療や指導訓練を行い、障害の軽減や生活能力の向上を図ります。また、障害児の保護者に対する訪問指導体制の整備を推進します。

#### ③保健師等の体制の強化

障害の早期発見、早期治療のため、保健師や栄養士の資質の向上に努めます。また、適切な指導ができる体制の整備に努めます。

#### ④行政、医療、事業所、民生委員等のネットワークづくり

地域における福祉ネットワークを構築し、早期発見、早期療育体制の整備を推進します。

## 2 医療、リハビリテーション\*の充実

生活習慣病を未然に防ぐことは、障害の予防に効果があるため、より一層保健事業を推進していくことが重要です。

また、障害者の多様な医療ニーズに応えられるよう専門医療を充実させていく必要があります。

特にリハビリテーション\*医療については、地域において医療機関や福祉施設が連携をとりながら推進していく必要があります。

また、渋川市では健康ダイヤル24を実施しています。

### 【具体的施策】

- ①障害者に対する医療体制の充実
- ②救急医療体制の整備
- ③障害者に対するリハビリテーション\*の拡充
- ④生活習慣病予防対策の推進
- ⑤地域医療の充実
- ⑥重度心身障害者（児）医療費助成、高齢重度障害者医療費助成、自立支援医療（精神通院）の充実

#### ①障害者に対する医療体制の充実

障害の特性にあった専門性の確保等、医療機関と連携し、医療体制の充実に努めます。

#### ②救急医療体制の整備

緊急時に備え、関係機関と連携し、救急医療体制の整備に努めます。

#### ③障害者に対するリハビリテーション\*の拡充

障害を軽減し自立を促進するため、関係機関と連携し、リハビリテーション\*実施体制の推進を図ります。

#### ④生活習慣病予防対策の推進

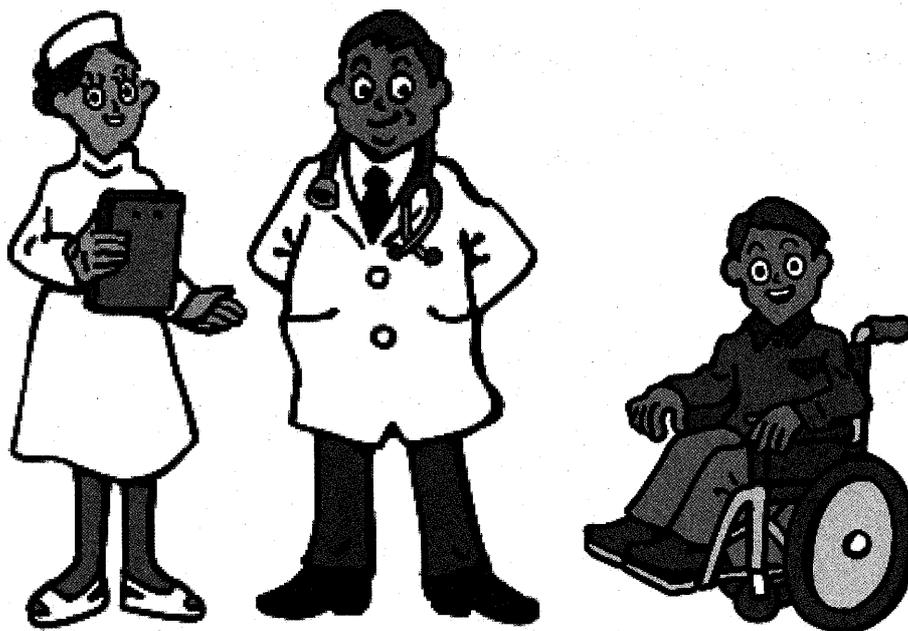
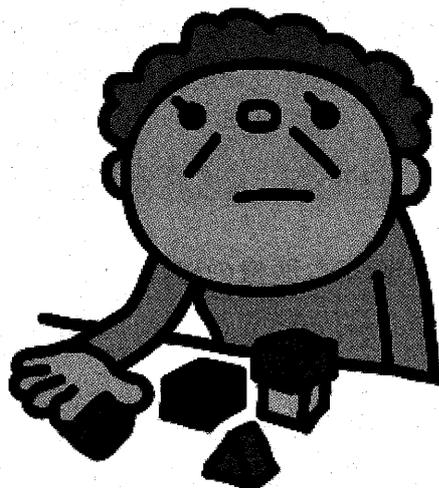
健康診査や健康教育を通じて、生活習慣病の発生予防に努めます。

#### ⑤地域医療の充実

渋川総合病院の充実や、市内の医療機関の連携を促進し、障害に応じた医療体制の充実を促進します。

⑥重度心身障害者（児）医療費助成、高齢重度障害者医療費助成、自立支援医療（精神通院）の充実

医療費の公的負担制度により、必要な医療を確保します。



### 3 難病\*保健対策の推進

在宅難病\*患者の生活の質の向上と家族の介護負担の軽減や適正な医療の提供を図ることが求められています。

#### 【具体的施策】

- ①適正な医療の確保
- ②相談体制の充実
- ③居宅生活支援事業の実施
- ④難病\*ふれあい教室、講演会・相談会等の実施と患者自主グループへの支援
- ⑤地域の支援体制の強化

#### ①適正な医療の確保

県や関係機関と連携し、制度の周知を行う等、適正な医療の確保に努めます。

#### ②相談体制の充実

県や関係機関で実施している相談体制を積極的に活用できるよう、また、「障害福祉なんでも相談室」の充実に努めます。

#### ③居宅生活支援事業の実施

ホームヘルプサービス\*事業等の実施に努めます。

#### ④難病\*ふれあい教室、講演会・相談会等の実施と患者自主グループへの支援

難病\*自主グループに対する支援を継続し、また、自主グループと連携し、各種事業の実施に努めます。

#### ⑤地域の支援体制の強化

地域の関係機関と連携し、支援体制の強化に努めます。

## 第6節 人にやさしい快適なまちづくりをめざして

### 1 バリアフリー\*・ユニバーサルデザイン\*環境の推進

障害者や高齢者をはじめとするすべての人々が個人として尊重され、さまざまな交流やふれあいの中で生きがいを持って生活することができる地域社会の実現が強く求められています。すべての人があらゆる分野の活動に参加することができるように、ハード及びソフト面のさまざまなバリア（障壁）を取り除き、安全で快適なまちづくりを整備していくことが必要です。

一部の公営住宅についてはバリアフリー化\*が図られていますが、より一層のバリアフリー化\*を推進する必要があります。

一般住宅におけるバリアフリー化\*については、各種助成制度、融資制度を充実させるとともに、高齢の障害者に関しては介護保険制度と協調を図る必要があります。

公共的な施設についても、ユニバーサルデザイン\*の普及とこれに基づくまちづくりを推進する必要があります。

#### 【具体的施策】

- ①バリアフリー化\*、ユニバーサルデザイン\*に基づく事業の啓発及び推進
- ②障害者等に配慮した住宅の整備及び利用の促進
- ③公共的施設などの改善整備

#### ①バリアフリー化\*、ユニバーサルデザイン\*に基づく事業の啓発及び推進

市で行われているさまざまなまちづくり事業を総合的、計画的に推進するため、まちづくり推進体制の整備や重点整備地区の整備に努めます。

条例の制定等を含め、まちづくりに関する調査・研究を行い、障害がある人にとってもない人にとっても住みよいまちづくりの推進に努めます。

まちづくりを総合的に推進するため、民間施設を含めた整備・改善を促進する方策について検討します。

まちづくりの推進状況の実態を把握するとともに、実際の利用者である障害者の意見等を調査し、今後の整備計画に反映させるよう努めます。

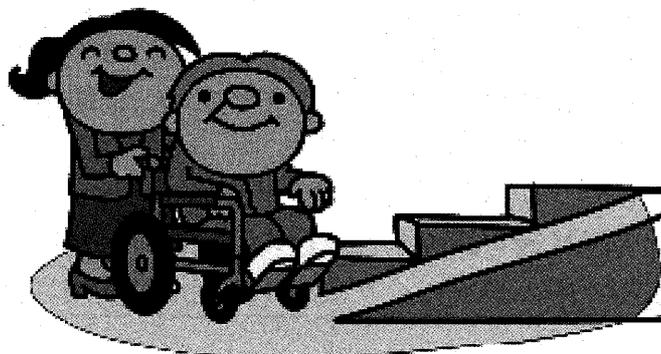
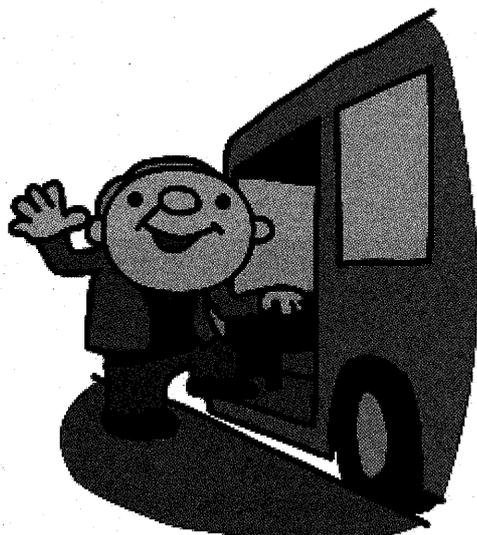
国及び県のまちづくりに対する制度の活用に努めます。

#### ②障害者等に配慮した住宅の整備及び利用の促進

障害者の住宅ニーズに応え、適切な住宅改造を推進するために、重度身体障害者（児）住宅改造費補助事業の利用を推進します。

### ③公共的施設などの改善整備

障害者や高齢者等が利用しやすい公共交通機関や公共施設の整備に努めます。特に市有施設のバリアフリー化\*を進めます。さらに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）\*」等を踏まえた建築設計基準に沿って施設の整備を実施します。



## 2 交通、移動手段の整備充実

障害者の活動範囲の拡大や社会参加を促進するため、交通・移動手段の整備を進める必要があります。

本市は市域が広く、また山間部など公共交通機関が十分整備されていない地域も多く、交通手段の確保は障害者にとってニーズの高い課題と言えます。広域的な巡回バスや介護タクシーなどの経済的な負担を考慮した移動支援サービスの充実を検討していく必要があります。

平成18年12月、ハートビル法と交通バリアフリー法を一体化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）\*」が施行されました。商業施設などの建築物と駅や道路などの交通施設におけるバリアフリー施策を、総合的に推進していくことが求められています。新法の趣旨に即し、事業者を支援することでより一層のバリアフリー化\*を推進する必要があります。

### 【具体的施策】

- ①交通関連施設、道路などの整備・支援
- ②移動支援サービスの充実・検討

#### ①交通関連施設、道路などの整備・支援

歩道の拡張、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、階段のスロープ化、建築物と一体となった歩道の確保等、歩行空間の整備を図ります。

#### ②移動支援サービスの充実・検討

障害者の外出を容易にするため、移動サービスを充実します。また、タクシー事業者、路線バス事業者と協力して、福祉タクシー、リフト付きバス等の配置・運行を研究します。

### 3 安全・安心のまちづくりの推進（防犯・防災体制の整備）

障害者が安心して地域生活を送るためには、障害者に対する犯罪や事故の発生を防止する防犯対策や、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策を積極的に展開していく必要があります。

地域防災計画に基づき防災訓練や啓発を行っていますが、障害者を含めた要援護者の視点に立った対策を一層推進する必要があります。

障害者や高齢者が、消費者被害にあうケースが全国的にも増えています。これら消費者被害にあわないようにするための対策の推進が求められます。

#### 【具体的施策】

- ①防犯・防災などの安全確保対策の推進
- ②消費者被害対策の啓発・推進

#### ①防犯・防災などの安全確保対策の推進

災害発生時の障害者の安全を確保するため、近隣住民を含めた支援体制の確保に努めます。また、障害者が安心して暮らせる環境を確保するため、火災、急病、突発的な事故、災害に迅速に対応できるよう、地区自主防災組織、消防機関と地域に密着した防災ネットワークを確立するとともに、防災訓練の実施等に努めます。

#### ②消費者被害対策の啓発・推進

障害者や高齢者が被害に遭う確率が高いため、広報活動を推進するとともに、ファックス110番やメール110番などの警察通報制度の周知を図ります。

